

○曾於市林道管理条例

平成17年7月1日
条例第153号

(目的)

第1条 この条例は、森林の健全な育成を図るため、市が管理する林道及びこれに隣接する林地を保全するとともに、林道の機能が十分に発揮できるように良好な状態で維持管理することにより、林業振興及び林道周辺の自然環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「林道」とは、主として林産物の搬出及び森林施業を行うための道路であつて、曾於市民有林林道台帳に登載したものをいう。

(林道の管理者)

第3条 林道は、市長が管理する。

(使用届出)

第4条 林産物を搬出するため林道を使用しようとする者が、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に定める大型自動車又は大型特殊自動車を使用するときは、市長に届け出なければならない。

(使用許可及び使用料)

第5条 林道を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を必要としない。

- (1) 林産物の搬出又は造林、間伐、伐採その他の森林施業の用に供するとき。
 - (2) 当該林道を日常生活の用に供するため使用するとき。
 - (3) 登山、ハイキング、散策等レクリエーションの用に供するとき。
 - (4) 第10条の規定により市長の許可を得て設置した工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)の所有者又はその利用者が使用するとき。
 - (5) その他市長が認めるとき。
- 2 前項又は第10条の許可を受けた者が林道を占用しようとするときは、使用料を前納しなければならない。この場合において、使用料の額の算定その他必要な事項については、曾於市行政財産の使用料条例(平成17年曾於市条例第63号)第2条から第5条までの規定を準用する。

(使用許可の基準)

第6条 市長は、次の各号のいずれにも該当しないときは、林道の使用を許可しなければならない。

- (1) 林産物の搬出又は森林施業のための通行に支障を来すおそれがあるとき。
 - (2) 林道を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
 - (3) 林道の通行に危険をもたらすおそれがあるとき。
 - (4) 第1条の目的に反し、不適切であると認められるとき。
 - (5) 林道周辺の自然環境の保全に支障を来すおそれがあるとき。
- 2 市長は、林道使用の許可に際し、林道の管理上必要な条件を付することができる。

(危険防止の指示)

第7条 市長は、林道沿線にある土石、竹木、工作物等が林道に損害を及ぼし、又は通行に危険をもたらすおそれがあるときは、その所有者又は管理者に対し、必要な措置を指示することができる。

2 林道を使用する者は、この条例で定めた事項及び市長が設置した標識等の指示事項を遵守し、交通の安全に留意して通行しなければならない。

(禁止行為)

第8条 市長は、林道の使用につき、次の行為を禁止する。ただし、市長が特に必要と認めた行為は、除くことができる。

- (1) みだりに林道を損傷し、又は汚損する行為
 - (2) みだりに林道に竹木、土石等を堆積し、林道の通行に支障を来すおそれのある行為
 - (3) 林道を使用してゴミ、土砂、残土、廃棄物等を運搬する行為
- (車両の通行に関する措置)

第9条 市長は、林道の適切な維持管理及び車両の通行の安全を確保するために必要がある場合、次の措置を採ることができる。

- (1) 車両の通行の禁止又は制限
- (2) 積載又は重量の制限
- (3) 速度の制限
- (4) その他構造の保全又は通行の危険防止のための必要な措置

2 前条の目的を達するため、林道に必要な施設を設置することができる。

(工作物等の設置の許可)

第10条 林道又は林道に隣接する土地において、工作物等の設置若しくは道路の開設若しくは改良又は土地の形質を変更しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、林道の管理上必要な条件を付することができる。

(工作物等の設置の許可の基準)

第11条 市長は、前条による許可申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。ただし、第1条の目的に反しないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 第6条第1項各号に該当するとき。
- (2) 土砂の流失、崩壊その他災害を発生させるおそれがあるとき。
- (3) 水源を汚染し、又は森林の保全若しくは育林に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

第12条 第5条又は第10条の規定により許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、許可の取消し若しくは林道の使用禁止又は原状回復等必要な措置を命じることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) 許可に付された条件に違反するとき。
- (3) 第6条第1項各号、第8条各号又は前条第2号若しくは第3号に該当するとき。

(権利譲渡の禁止)

第13条 第5条又は第10条により許可を受けた権利は、譲渡することができない。

(違反に対する措置)

第14条 市長は、この条例に違反した者に対し、林道の使用禁止を命じることができる。

(損害賠償等)

第15条 市長は、林道の使用方法に適正を欠いたため生じた損傷又は汚損についてその使用者に対し林道を原状に回復させ、又は損害賠償を求めることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第36号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。